## 交通政策審議会海事分科会第79回船員部会

【成瀬専門官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事 分科会第79回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海 事局船員政策課の成瀬でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員18名中13名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

最初に、事務局を務めさせていただいている海事局に7月19日付で異動がございましたので紹介させていただきます。船員政策課総括課長補佐の吉田の後任といたしまして、 鹿渡総括課長補佐が着任いたしております。

【鹿渡船員政策課課長補佐】 吉田の後任として参りました鹿渡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【成瀬専門官】 次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。資料は上から、記事次第、配付資料一覧、その次からが議題の資料となります。 資料の番号は、資料の右上に記載してございます。

まず、資料1として、「交通政策審議会への諮問について 諮問第251号『船員に関する特定最低賃金(全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金)の改正について』」というものが1枚、資料1-2として、「船員に関する特定最低賃金の改正に係る諮問について」というものが5枚になります。さらに、資料2として、「交通政策審議会への諮問について 諮問第250号『無料の船員職業紹介事業の許可について』」というものが2枚。その参考資料として、資料2-2が3枚。こちらは委員限りの資料となります。

議題資料とは別に、「超高速船の安全対策について」というポンチ絵を1枚置かせていただいております。さらに、机上には、「海事レポート2016」、そちらを配付させていただいております。海事行政のご参考にしていただけたらと思います。

資料は以上ですが、行き届いておりますでしょうか。以上で資料の確認を終わらせてい ただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は、野川部会長が所用によりご欠席のため、

竹内部会長代理に司会進行をお願いいたします。よろしくお願いします。

【竹内部会長代理】 本日、議事の進行を務めることになりました竹内でございます。 突然こういうことになりまして、こうなることとはしませんものでしたから別の委員会、 司会進行をする会議を直後に設定しておりまして、大変申しわけないんですけれども、通常の予定どおり、船員部会、14時30分までに終わらせていただければ大変ありがたく存じます。ご協力お願いできればと思います。

では、早速議事を進めていきたいと思います。議題 1、「船員に関する特定最低賃金の改正について」の諮問内容につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 それでは、議題1につきまして説明させていただきます。 船員政策課労働環境対策室長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。議題1の 船員に関する特定最低賃金の改正について、ご説明申し上げます。

まず、資料1をごらんください。これは、国土交通大臣から交通政策審議会会長への諮問文でございます。最低賃金法第35条第7項におきましては、国土交通大臣は最低賃金を改正する場合には、交通政策審議会の意見を聞く旨規定されております。その趣旨に沿いまして、今回、全国内航鋼船運航業と海上旅客運送業の2業種につきまして諮問させていただくというものでございます。

それでは、資料を1枚おめくりいただきまして、資料1-2でございます。船員に関する特定最低賃金の改正に係る諮問についての概要でございます。

- 1.「概要」でございますが、最低賃金は、賃金の低廉な労働者に賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するために設定するというものでございます。船員に関しましては、国土交通大臣が交通政策審議会の調査審議を求め、その意見を聞いて決定することになっております。
- 次に、2.「設定業種」でございます。内航貨物船に乗り込む船員につきましては、昭和43年度から、また旅客船につきましては昭和48年度から、漁船員につきましては昭和56年度からそれぞれ設定されているところでございます。
- 3.今回の諮問業種でございます。船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の支払い能力を考慮いたしまして、先ほど説明させていただきました全国内航鋼船運航業と海上旅客運送業の2つについて諮問させていただき、ご審議をお願いしたいということでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、別紙がございます。現在、最低賃金が設定されております4業種それぞれに適用されます使用者、船員の範囲、また、最低賃金額などを取りまとめております。

下から2番目の漁業(かつお・まぐろ)につきましては、昨年10月の本部会における 答申と、引き続く最低賃金専門部会のご議論を踏まえ、現在、労使間にて具体の金額につ いて調整をいただいているところでございます。

一番下の漁業(大型いか釣り)につきましては、現在、周年で操業している大型いか釣り漁業は1隻のみでございまして、対象船員は8名であります。この1隻につきましては、ニュージーランド沖で操業しているところですが、ニュージーランド政府からは船舶の転籍を求められており、事業の継続自体が不透明な状況にあると伺っているところであります。

また、当該1隻に乗り込む8名の船員につきましては、全員が労働協約に基づき、最低賃金を大きく上回る実勢賃金になりますところ、これらを勘案し、事務局といたしましては、最賃法に定める「賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図る」場合に審議会の調査審議を求めるとの状況にはないものと判断し、今般の諮問の対象とはしておりません。

もう1枚めくっていただきますと、今回の諮問業種でございます内航貨物船と旅客船の 2業種につきまして、現在の最賃額に関する公示文を参考にお付けしているところでござ います。

資料の説明は以上でございますが、審議に当たりましては、最低賃金法の規定によりまして、最低賃金専門部会を設けまして、それぞれ審議していただくことになっておりますので、この件もあわせて、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

【竹内部会長代理】 ご説明ありがとうございました。それでは、本件につきまして、 ご質問等ございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

【髙橋臨時委員】 ただいまの諮問251については異存はございません。ただ、今、説明の中で、いわゆるいか釣り漁業の問題でございます。今の説明の中で、1隻しかいないということに合わせて、実態賃金が最賃を大きく上回る。だから、それによって最賃は開催をしない、開かない、こういうことのようでございますけれども、私の理解では、漁業最賃については、指定漁業の許可証に基づいた遠洋かつお・まぐろ、それから、皆さん

が言う大型いか釣りということで設定をしたというふうにお伺いをしております。現在の指定漁業の中の大型いか釣り漁船というのは、実際、今言われる1隻なのか。漁業種の中で、大型漁船、中型漁船の区分けというのは、いつ、どこでできているのか説明をしていただきたい。私の理解では、大型も中型も存在をしない。30トン以上のいか釣り船については、全ていか釣り漁業の指定漁業という形で存在をしている。中型、大型というものは、私の理解の中では存在をしていない、こういうふうに思っています。その辺、どうなのか、教えてください。

【竹内部会長代理】 では、お答えをお願いします。

【鈴木労働環境対策室長】 今、髙橋委員ご指摘のとおりでございまして、いか釣り漁業といたしましては、既に平成14年4月1日に指定漁業として、従来の中型いか釣りと大型いか釣りという漁業を統合して、いか釣り漁業として指定漁業の業種に追加されているところでございます。

したがいまして、大中を分ける区分はどこにあるのかというご質問でございますけれども、業種としては、いか釣り漁業として統合されているわけでありますが、ただ、実際の操業範囲等につきましては、例えば、昔の大型いか釣り漁業につきましては、我が国の周辺水域、具体的には100海里以内には操業することができないわけでありまして、逆に、昔の旧中型いか釣り漁業につきましては、既にもう総トン数の上限が200トン未満までに緩和されていて、その操業海域につきましては、さまざまなものがございます。200海里内で操業しているものもございますし、200海里を超えて、例えば、北太平洋200海里以遠で操業しているようなものもございます。したがいまして、区分けとしては、実際の操業する海域で区分がされていると理解されております。

以上でございます。

【髙橋臨時委員】 操業海域によって区分けをしているということですから、現在の3 0トン以上のいか釣りは、船舶の設備規程なり船舶職員法上の配乗基準を満たせば、世界 のどこに行っても操業できる許可証になっている。私も再三言っていますけれども、皆さ んが言う旧大型いか釣りの漁業許可証を取得をした中型漁船が三十数隻いるはずなんです ね。これらの船の扱い、どうするのか。私の理解では、これらが全て最低賃金に含まれる 適用船だと、私はそういうふうに理解をしているんですが、その辺はどうなのか教えてく ださい。

【竹内部会長代理】 はい、どうぞ。

【鈴木労働環境対策室長】 ただいまのご質問でございますが、現在、漁業法上の許可については、ご指摘のとおり、一本化されているところでございますが、私どもの最低賃金の公示の中で200トン以上としているわけでございます。これは、従来より労使間で、ご議論いただきまして、操業形態ですとか賃金の支払い実績、こういったものを勘案して、さまざまな角度からご議論いただいたものが昔の旧大型いか釣り漁業でありますので、それにつきましては、実際、周年操業しておるのが1隻でございます。

今ご指摘のありました旧中型につきましては、数十隻が実際にはワールドワイドで操業 しているわけではございますけれども、それらにつきましては、従来から大型いか釣り漁 業として、最低賃金についてのさまざまな議論が全然されていない漁業種でありますので、 それらについては最低賃金には含まれていないという理解でございます。

【髙橋臨時委員】 最低賃金の議論をしてこなかったと、そういうことは一切なくて、 再三再四、ここ数年間にわたって、この整合性をどうするか、最低賃金部会の中でもかな り論議をしてまいりました。その結果、国交省の動きが鈍くて、なかなか設定に至らない 状態になっていると、私はそういうふうに理解をしています。

現在の中型いか釣り漁船、特に199トン型については、20条特例をもって北太平洋の公海上での集団操業をやる状態にあるわけです。例えば、漁場がニュージーランドであれペルーであれアルゼンチン沖であれフォークランド沖であれ、そういうところに漁場が形成をされることになると、当然彼らは操業するでしょう。その場合、大型も中型もない。30トン以上は全て漁業最賃適用のいか釣り船だという理解でいる。その辺は皆さんはどういう見解を持っているのか。従来からの見解がそのまま、今日も同じことの繰り返しで一歩も前進をしていない。その辺が非常に不満でもあるし、1隻しかないということであれば、許可証上はもう7隻いるわけですから、漁業許可証に基づいた最低賃金をつくっているのか、実態に合わせてつくっているのか、その辺の見解を述べていただければなと思います。

【竹内部会長代理】 お願いします。

【鈴木労働環境対策室長】 ただいまのご指摘でございますが、まず、ご指摘のとおりのことは理解しております。すなわち、まず漁業法上の許可が、旧大型も旧中型もなくて、既に一本化されているということ。それから、もう一つ、操業海域につきましても、実際のところ、中型いかであってもワールドワイドに操業できるし、そういう点では遠距離を行く大型いか釣りと何ら変わることはないのではないかという、そういうご指摘だと思い

ます。

私どももそこは理解しておりまして、実際のところ、旧大型いか釣りの1隻、それだけにこだわるのではなくて、ご指摘のとおり、相当数の旧中型いか釣り船、これが全世界的に稼働している実態を考えて、いか漁業としては最低賃金が設定されてないことは問題であると十分認識しているところであります。

ただ、さはさりながら、そこはそれで理解した上で、昨年10月の答申で記載をいただいているとおりおよそ約2万人の漁船員の方のうち半分しか最低賃金の設定がされていない状況でありまして、設定されてない中には、今ご指摘のいか釣り漁業も含まれているわけでございます。したがいまして、私どもといたしましては、単に大型いか釣り1隻について最低賃金を設定するのではなくて、また、いか釣り漁業という特定の業種だけに着目するのではなくて、まだ最低賃金が設定されてない漁業分野について、あまねく最低賃金額を設定することによって、最賃法の趣旨を貫徹するよう、現在、労使でご調整いただいております、かつお・まぐろの最賃額がまとまり次第、いか釣り漁業も含めて、未設定漁業の分野につきましての最賃の設定に向けた検討を進める必要があると考えております。以上でございます。

【髙橋臨時委員】 今の回答の中で、一部、私、誤りがあるという認識をしています。 というのは、国交省はILOに対して、漁業というのはすべて最低賃金は適用しています、 こういう報告をしています。何が違うのかというと、金額が設定になっていませんと、報告をしている。金額が設定をされていない分野について、いつ金額を設定してくれるのか。 そういう場をいつ設けてくれるのか。 現在、遠洋かつおの一本釣り、近海のかつおの一本釣り、あわせて近海のまぐろ延縄漁船、これを1つのカテゴリーにして、かつお・まぐろという形で設定をしたい。ところが、どこかで使用者団体の意見がまとまらないということで今、頓挫をしている、それ以外のいか釣りも含めて、いつ、どのような形で設定をしていくのか。特に、今問題になっているいか釣りの問題について、どのようなお考えをなさっているのか教えていただければなと。

【竹内部会長代理】 お願いします。

【鈴木労働環境対策室長】 いつ、そういった議論の場を設けるかというご指摘でございますけれども、私どもといたしましては、まずは現在、労使双方で、従来、遠洋まぐろだったものを、かつお・まぐろと拡大する。それに向けての最賃額について、積極的なご調整をいただいているところでおりますので、それがまとまり次第、次のステップとして、

設定されてない分野についての議論を開始するべきだと考えております。

それに向けましては、私らといたしましては、設定されてない業種といっても、それもたくさんございます。ご指摘のいか釣り漁業のほか、中型・小型、まき網漁業ですとか以西底引き網漁業ですとか、その他、ベニズワイガニかご漁業といったようなものがたくさんございますので、そういったものにつきましての漁業実態ですとか就労形態、歩合制の有無ですとか、あるいは実勢賃金の内容ですとか、そういったことをさまざまな角度から調べた上で、労使の皆様のご意見も伺いながら、そういった場を設定していきたいと考えております。

以上です。

【竹内部会長代理】 はい、どうぞ。

【髙橋臨時委員】 今言われるように、さまざまな、まだ金額が設定をなされていない漁業種が多岐にわたっている、こういうことですけれども、大なり中なり大部隊については最低賃金が設定をなされている。これは4業種についてはそういうことになっているわけですけれども、いか釣りについては、今言われるように、漁業種が一本化された時点で、本来であれば最低賃金を適用させるのが私は本来の筋であろうと思っています。ところが、その部分をないがしろにしながら、大型という形の中で推移をしてきたのが平成14年。もう14年間過ぎているわけですから、そうすると、漁業種の指定漁業の漁業許可証に基づいて、最低賃金を設定していくんだというのであれば、当然、この旧中型いか釣りも含めた形の漁業種の中で、現在のいか釣り漁業というものを早期に一本化して、最低賃金を適用させなさいということは再三再四、ここ数年間にわたって言ってきているはずなんです。ところが、実際動いているのは1隻しかいませんという中で最低賃金は開催をしないと。私は、これ、あまりにも乱暴な話ではないのかなと思っています。

それから、最低賃金を上回るような金額が実態賃金になっていると、こういうお話ですけれども、実際は最低賃金に大幅に上回っている固定給の賃金制度というものには、ほど遠い状況にございます。この辺の内容もきちんと把握した上で対応していただかないと、ここで働いている皆さんは最低賃金というのが適用にもなってない、それから、救える制度にもなっていないという状況にありますので、私は再度、いか釣り漁業の最低賃金の諮問というものをしていただければと。これは強く要請をしておきたいと思っています。

あわせて、ほかの、現在、金額が設定になっていない漁業種についても、早急に設定を するような会議の場を持っていただきたい。ただし、どうもいろんな議論の中で、現在4 業種が持っている最低賃金よりもはるかに低い最低賃金で設定をしたいというような国交省の物の考え方というものを是正していただきたい。これまで、かなり長い年月をかけて、現在の最低賃金というものを構築してきた、委員の皆さんがつくってきたわけですから、それを度外視したような最低賃金の設定に導くような議論の場を設けていただくことについては断固反対をしておきたいと思っております。

【竹内部会長代理】 いかがでしょうか。よろしいですか。

【鈴木労働環境対策室長】 まさしく髙橋委員ご指摘のとおりでございまして、今ご指摘のとおり、最賃を上回っている業種とは必ずしも言えない、固定給にはほど遠い業種もあるというご指摘がございました。したがいまして、私どもとしては、実際、未設定の各漁業分野について、実態の賃金の支払い状況はどうなのか、歩合の度合いはどのぐらいなのか、そして、歩合によって大きな変動があるのかどうか、そういったことをさまざまな観点から調べた上で、どういう最低賃金の設定のあり方が適当なのかといったことを、官労使皆様のご意見を踏まえながら検討する場を設定していきたいと考えているところでございます。

以上です。

【髙橋臨時委員】 あまりしつこいので、これでやめます。

【竹内部会長代理】 はい。

【髙橋臨時委員】 今、るる話をしましたけれども、今年度について、再度、強く要請をしておきたいと思います。いか釣り漁業の最低賃金を諮問していただきたい、これは強く要請をしておきます。

以上です。

【竹内部会長代理】 よろしゅうございますでしょうか。

ほかには、この件につきましてございますか。

では、特にないようでしたら、全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金の改正に関する審議については、船員部会運営規則第12条第1項の規定におきまして、「船員部会に、最低賃金法第37条第2項の規定に基づき、最低賃金の決定又は改正の決定の審議に必要な数の最低賃金専門部会を置く」とされておりますので、2業種につきまして、それぞれ最低賃金専門部会を設置して審議を行うことにしたいと思いますが、これでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【竹内部会長代理】 ありがとうございました。専門部会のメンバーにつきましては、 船員部会運営規則第12条第5項の規定により、船員部会長が指名することとなっており ます。

具体的な人選につきましては、野川部会長と事務局と相談しながら進めていただきたい と考えております。部会長へのご一任ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【竹内部会長代理】 ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題2になりますが、「無料の船員職業紹介 事業の許可について」でございます。本件につきましては個別事業者の許可に関する事項 であり、公開することにより当事者等の利害を害するおそれがありますので、船員部会運 営規則第11条ただし書きの規定により審議を非公開とさせていただきます。マスコミ関 係の方をはじめ関係者以外の方はご退席をお願いいたします。よろしいでしょうか。

## (関係者以外退席)

【竹内部会長代理】 本日、意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する無料の職業紹介事業について許可することが適当であると結論することにいたしまして、海事分科会長にご報告したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【竹内部会長代理】 ありがとうございました。

これで、本日、お手元の議事次第にあります議事は全て終了いたしましたが、ほかに何かございますでしょうか。

【髙橋臨時委員】 2点ほど、お願いをしておきたいなと思います。

まず1点目ですけれども、ILOの188号条約、いわゆる漁業労働条約の件ですが、ILOの188、STCW-F、トレモリノス条約、この3つの条約の件なんですが、ILOの188以外については順次会議が開催をされ、進捗状況も我々が想定をしたとおりの形で進んでいる。ILOの188、担当は水産庁になっているが中味的にはMLCの漁業版、こういうことですから、船員法の影響を受けると、理解をしておりますけれども、この188号の会議が全く進展をしていないという状況にあります。スタートは、この3条約について同時進行でスタートをして、おおむね同じような時期に批准をして国内法制

化をしていくんだと、こういうことだったという理解をしていますが、どうもこの188 だけがおくれている。これは、国交省と水産庁が連携して対応するということですから、 水産庁に対してもきちんとした形で連携し早期開催をし、国内法制化に向けて対応してい ただきたい。

10カ国で条約が発効するという条件の中、8カ国が批准をして、残る2カ国ということで、早い時期に条約が発効になる。この条約についても、日本側からさまざまな、難癖を付け、いろんな条件を出して、修文、集約をさせながら、1つの条約にこぎついたということです。日本が批准をしないと、こんなぶざまなことがあってはいけないと思いますので、この辺はきちんと水産庁と連携して対応していただきたいと思います。

それから、もう1点なんですが、以前にもお話もしましたけれども、海難事故の救難体制の中でドローンの話をしたことがあって、時期尚早ということだったのかもしれません。現在、海外巻網漁船では、有人のヘリコプターを積んで漁業探査をしている状況でございます。これは、もう早い時期からそういう操業形態を持っていたんですが、どうも最近のドローンを使って、この有人のヘリコプターからドローンにかえたいということで、研究段階に入りましたと、こういう説明も受けております。よって、救難体制の中でも、このようなドローンを使ったような救難体制を早期に構築すべきではないのかと思っておりますので、これは海上保安庁の話なんですけれども、海上保安庁にも、ひとつ検討していただきたいということで、お伝え願えればと思います。

以上です。

【竹内部会長代理】 2点、ご要望ということですけれども、よろしいでしょうか。何かございますか。

【髙杉船員政策課長】 ご指摘の点につきまして、水産庁、海上保安庁にも、船員部会でこういったご要望があったということはきちんと伝えていきたいと考えております。

【竹内部会長代理】 では、その点、よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

【長安全監理室長】 安全監理室長の長と申します。前回の船員部会におきまして平岡委員から、高速船と鯨類との衝突予防措置の進捗状況について質問があったと聞いております。私から、機器の開発状況等につきまして、現状についてご説明させていただきたいと思います。

まず、ジェットフォイルと鯨類との衝突でございますが、昨年10月から今年初めにか

けまして衝突事故が複数回発生しております。このため、鯨類等の目撃情報に基づくハザードマップの作成ですとか、減速航行、シートベルト着用の徹底、衝突回避操船方法の検討などの安全対策の徹底といったものを各事業者に周知徹底したところでございます。

一方、機器の開発状況でございます。まず、アクティブソナー、これは航路上の障害物を事前に探知しまして衝突を回避する、そうした設備でございますが、それについてはほぼ開発を終えておりますが、その精度ですとかコストの問題などもあり、普及が進んでいない状況にあります。

一方、アンダーウォータースピーカー、こちらは鯨類が忌避する音声の発射によりまして鯨類の回避行動を促進するものでございますが、これについては既に実用化されているものがございますが、より効果的な音源について検証が進められているところでございます。試験的な使用が行われているといった状況でございます。国土交通省といたしましては、現在の対策を引き続き徹底するとともに、こうした機器の新たな技術の有効性の確認に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【竹内部会長代理】 ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、何か ご意見ございますでしょうか。

【平岡臨時委員】 今、機器の開発状況とかその辺のところで、国交省が把握している 状況についてご説明があったと理解しております。それで、1点目のアクティブソナー、 これについては、今ご説明がありましたように、開発がもう既にとまっているということ で、その辺の有効性が認められないというような1つの考え方のもとに、メーカーも開発 をやめているというようなことですが、もう一方のアンダーウォータースピーカー、これ についてはある程度有効性が認められるんじゃないかということで、今現在、試験的に行 われているということですけれども、いずれにしても、機器の開発ということで、結構な 年数がたっているわけであって、今のお話を聞くと、あくまでも国土交通省としては、そ の状況を注視しつつ、どうしていくのかというような考え方じゃないのかと思われます。

いずれにしても、今、試験的にアンダーウォータースピーカー、鯨の周波数、その辺の嫌がる音を研究開発して、第2段階の状況に入っているということですけれども、より効果的に進めるためには、やはり国交省としても何らかの支援とか共同開発とかそういう考え方を持って対応していただきたい。

なぜかといいますと、やはりメーカーと事業者任せにしていますと、開発の速度も遅く

なるでしょうし、ある程度、その部分についてしっかり国も関与しながら進めていただければ、もっと早くいいものができるんじゃないかと思いますので、その辺は引き続き検討をよろしくお願いしたいと思います。

【竹内部会長代理】 そういうことです。よろしいですか。

【長安全監理室長】 さまざまな支援策、考えられると思いますが、今、複数の船舶で 試験的な使用が始まったところでございますので、そうした技術の有効性なども確認しつ つ検討していくことになると考えております。

【平岡臨時委員】 ということは、いずれにしても、その辺を踏まえながら、やはり国 交省として、この辺については支援すべきものだと考えていると理解してよろしいですか。

【竹内部会長代理】 いかがでしょうか。

【長安全監理室長】 まず、今、新たな音源によるアンダーウォータースピーカーの開発がされ、試験的な使用が始められているところでございます。こうした機器を利用することにつきまして、鯨との遭遇率がどうなるですとか、実際どれぐらい効果があるのか、または上がらないのかですとか、どういった鯨に効果が上がってくるのかといったものを見ていくことが必要になると思います。そうしたものについて、メーカーと情報共有、意見交換をしていく必要はあると考えています。そうした中で、そうした技術の有効性を確認しながら対応していくことになると考えております。

【平岡臨時委員】 おっしゃっていることはよくわかるんですけれども、今のお話ですと、これは既に、第1段階の実験もやっているわけですよね。じゃ、そのときの実験結果とかその辺のところは国交省も把握しているのかどうなのか、今は3社ぐらいが第2段階でアンダーウォータースピーカーの実証実験をやっているなかでその辺の効果を見つつというお話をされますけれども、同じように第3段階になれば、また、その辺の効果を見つつというようなことになると予想されます。やはり安全のことですから、もう少しスピードアップするような考え方を持って、国交省としてもできることは、しっかり対応していくという考え方を示していただければ、有効な機器の開発が早くできるんじゃないかと思います。その辺のところ、よろしくお願いいたします。

【竹内部会長代理】 そういうご要望ですけれども、よろしゅうございますか。検討していただくということで、それをなるべく早くということですけれども。

【長安全監理室長】 今、いろいろとご意見を伺いましたので、引き続きいろいろ検討 してまいりたいと考えております。 【竹内部会長代理】 よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。 ほかに何かございますか。はい、お願いいたします。

【七尾審議官】 今週の18日、月曜日、祭日でありましたが、これはもちろん海の日でございました。昨年は海の日制定20年目ということで、節目でありまして、非常に大がかりなイベントが各地で開催されました。今年も、晴海埠頭の客船ターミナルでのオープニングイベントですとか、秋篠宮殿下・妃殿下をお迎えしての東三河での海フェスタなど、大変にぎやかに開催されました。関係の皆様方のご尽力に深く感謝申し上げる次第です。ありがとうございました。

【竹内部会長代理】 ありがとうございました。

ほかにないようでしたら、事務局、お願いします。はい。

【立川臨時委員】 今、海の日のお話が出ましたので、その中で、安倍総理のメッセージにもありました、正確には、今、言葉が出てこないんですけど、海洋教育を推進するためのプラットホームをつくるというお話がありました。その件に関しまして、ちょっとご説明をいただきたいと思っているところでございます。

といいますのは、20日の日、海事局の永松次長さんが特別パネルディスカッション「次世代を見据えた海洋教育のあり方」の中で、その説明をされておられた部分がございます。そういう意味で、その中では、2025年までに全国の市町村で海洋教育を展開していくというようなお話がございました。これについて、具体的にといいますか、こういうふうに進めていくという部分のお話を聞かせていただきたいと思いますので、現在できる範囲ないしは、今後どういう形で進めていくかを、次回の会議にでもお話をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【竹内部会長代理】 お願いいたします。

【七尾審議官】 それでは、少し何かあったほうがいいと思いますので、次回の会議にでも資料を、簡単なものになるかもしれませんけれども、用意させていただいて、うちのほうから説明させていただきたいと思います。

【立川臨時委員】 よろしくお願いいたします。

【竹内部会長代理】 じゃ、そのようにお願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。では、ないようでしたら、事務局に司会をお返しいたします。

【成瀬専門官】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で、改

めてご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【竹内部会長代理】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第79回船員部会を閉会といたします。本日は、お忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様にはご出席いただきまして、ありがとうございました。

一 了 —